

令和4年度

第3回飯田市土地利用計画審議会・第3回飯田市都市計画審議会

日時：令和5年2月14日（火）14：00～

場所：飯田市役所A棟2階第2委員会室

1. 開 会

14時00分

○近藤 定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第3回飯田市土地利用計画審議会及び飯田市都市計画審議会を開会いたします。本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は、本日の進行を担当いたします地域計画課の近藤と申します。よろしくお願いいたします。本日の会議は、幹事の出席人数を調整させていただくなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して開催させていただいております。委員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

会議に先立ちまして、今回から審議会委員としてご参画いただきます方のご紹介をいたします。飯田商工会議所から選出いただいております北山良一委員が退任されたため、新たに小池貞志委員を選出いただきました。本日は、都合により欠席されておりますが、令和5年12月14日までの任期で任命させていただきました。議席番号は16番です。よろしくお願いいたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。委員の皆様事前に配りしました資料は「事前配布資料1-1、1-2、1-3」と「参考資料1、2」でございます。また、本日お配りしました資料は、「会議次第」、「審議会委員等名簿と座席表」、「諮問書の写し」、長野県さんから「当日配布資料1」ということで、A4とA3資料のホッチキス止め、それから飯田市の当日配布資料としまして、都市公園についてということで、お配りさせていただいております。資料に不足などございましたら事務局までお申し付けいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

また、本日、インターンシップで豊橋技術科学大学から2名が、この審議会に参加しております。ご承知おきいただきたいと思っております。

2. 理事者あいさつ

○近藤 それでは、佐藤市長よりごあいさつを申し上げます。

○佐藤市長 皆さん、こんにちは。飯田市長の佐藤でございます。

本日は、今年度第3回目の飯田市土地利用計画審議会及び飯田市都市計画審議会を開

催しましたところ、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り深く感謝申し上げます。

また、皆様方には日ごろからそれぞれの立場で市政に対しましてご理解、ご協力をいただいておりますこと、心から感謝申し上げます。

まず、ご報告させていただきたいと思います。昨年9月の第2回審議会でご審議いただいた国道153号飯田南道路につきましては、長野県による都市計画の手続きが進められ、昨年11月7日に都市計画決定の告示がなされました。また、市決定の都市計画道路西の原殿岡線と関係する用途地域等の変更についても、飯田南道路と同じく11月7日に都市計画決定の告示を行いましたのでご報告させていただきます。

飯田南道路につきましては、現在、国に令和5年度の事業化要望を重ねているところでございます。なんとか令和5年度に事業化ということで、進めていただけるように各方面をお願いしているところでございますので、その結果につきましては、結果により、ご報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

本日の審議事項は、「飯伊圏域（飯田・松川・高森都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」意見聴取ということで、お示しをいたしておりますが、これは長野県都市計画区域マスタープランの変更についての意見聴取となります。県が決定する案件ですが、県から市に意見を求められておりますので、審議会のご意見をお伺いいたします。本日は県の都市・まちづくり課から変更内容を説明していただきますので、ご審議をお願いいたします。また、その他として都市計画公園の現在の状況や課題等についてご説明させていただきたいと思っております。委員の皆様には、ご意見等頂ければと思います。

委員の皆様には、飯田市の都市計画や土地利用、それからリニアや三遠南信自動車道の事業が進んでいく前で、非常に重要な時期を迎えています。大変重要な審議事項をご審議いただくわけですが、引き続きよろしく願いいたします。

（会議の成立について）

○近藤　ここで委員の出席状況につきまして、ご報告いたします。

土地利用計画審議会委員13名のうち11名、都市計画審議会委員22名のうち20名の皆様にご出席いただいております。両審議会とも委員総数の半数以上の出席をいただいておりますので、飯田市土地利用計画審議会条例第7条第2項及び飯田市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、本会議は成立している旨、お伝えいたします。

なお、高瀬委員、小池委員からあらかじめ欠席のご連絡をいただいております。また、

本日専門委員の皆様にもご出席をお願いしておりますが、浅野専門委員、鈴木専門委員からあらかじめ欠席のご連絡をいただいております。また、佐藤委員の代理で土屋事業対策官に、丹羽委員の代理で柴リニア活用・企画振興課長に出席をいただいております。

また、本日は長野県都市・まちづくり課の高野企画幹、仙仁主任、飯田建設事務所整備課の井出主査に出席いただいております、審議事項に関する説明等をお願いしております。

3. 会長あいさつ

○近藤 それでは、次第に従いまして、大貝会長からごあいさつをお願いいたします。

○大貝会長 皆さん、こんにちは。会長の大貝です。

本年度は今日で第3回目の委員会となりますが、審議会委員の皆様におかれましては、土地利用計画審議会と都市計画審議会の両方の委員として、ご尽力、ご足労いただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、先ほど市長からお話がありましたが、1つの案件について、諮問が予定されておりますので、皆様には慎重なご審議をお願いします。諮問につきましては、できれば本日一定の結論が得られればと思っておりますので、委員の皆様のご協力をお願いしまして、挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくをお願いいたします。

○近藤 ありがとうございます。

4. 諮問

○近藤 これより諮問に入らせていただきます。

委員の皆様には、諮問書の写しをお配りしておりますのでご覧ください。諮問書の読み上げは、感染防止に配慮した会議時間短縮等のため、自席にて読み上げさせていただきますので、ご理解くださいますようお願いいたします。それでは、お願いいたします。

○佐藤市長 それではお手元の資料をご覧くださいながら、お聞きいただきと思います。

飯田市都市計画審議会会長 大貝 彰様、飯田市市長 佐藤 健。

飯伊圏域（飯田・松川・高森都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（県決定）について（諮問）

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する第18条第1項の規定に基づき、長野県知事から意見を求められているため、次のとおり貴審議会の意見を求めます。

1 諮問の目的 飯伊圏域（飯田・松川・高森都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（県決定）について

2 諮問の内容については、別紙のとおり

本日、資料をお配りしていますので、よろしく願いいたします。

○近藤 以降の進行につきましては、大貝会長にお願いいたします。

○大貝会長 はい、それでは私の方で進行させていただきます。まず、会議に先立ちまして会議録の公開について説明があるそうなので、お願いいたします。

○近藤 本日お配りしました会議次第の裏面をご覧ください。会議内容の概要につきましては、規定により公開することとしておりますが、公開会議録には出席委員全員の同意が得られた場合に限り、発言した委員の氏名を記載するものとしておりますので、本日の会議録における発言委員の氏名の公開について同意いただけるかお伺いいたします。

○大貝会長 はい、只今説明のありました、公開の同意につきまして、ご異議がなければ公開とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(発言するものなし)

○大貝会長 はい、特にご異議ないようですので、会議の内容の公開にあたっては、発言された委員の方の氏名も併せて公開させていただきます。ありがとうございました。

5. 審議事項

○大貝会長 それでは審議に移りたいと思います。

審議事項「飯伊圏域（飯田・松川・高森都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」意見聴取です。これについて、長野県都市・まちづくり課より説明をお願いします。

○高野企画幹 はい。長野県建設部都市・まちづくり課で企画幹をしております。高野佳敏と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、私の方から「飯伊圏域（飯田・松川・高森都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」ご説明させていただきます。着座にて、ご説明させていただきます。資料につきまして、本日お配りいたしました、お手元がございます当日配布資料1のA4のものをご覧ください。

本案件につきましては、長野県が都市計画決定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランの変更になります。

まず、初めに資料上段より、「1 変更する主な理由について」ご説明いたします。変更する主な理由につきましては、「都市施設の整備目標年次の経過」及び「広域的観点からの市町村間の連携強化」この2点がございます。

1つ目の都市施設の整備目標年次の経過ですが、都市計画区域マスタープランにつき

ましては、平成 12 年の都市計画法の改正により、すべての都市計画区域で定めることとされており、飯伊圏域におきましては、飯田都市計画区域、松川都市計画区域、高森都市計画区域の 3 つの都市計画区域ごとに概ね 20 年ごとの都市の姿を展望しつつ、土地利用の在り方や、都市施設の整備方針、自然的環境の整備・保全の方針を平成 16 年に当初都市計画決定し、その 10 年後の平成 26 年 12 月に第 1 回の見直しを行っております。平成 26 年 12 月に見直された都市計画区域マスタープランにおいて、都市施設の整備の目標年次としていました令和 2 年を経過していることから、今回、変更を行うものです。

続いて、2 つ目の「広域的観点からの市町村間の連携強化」について、ご説明いたします。長野県では、県土又は圏域全体を見据え、生活の場として都市圏全体の都市計画に関する理念や目標像を定めた「長野県都市計画ビジョン」と「圏域マスタープラン」の 2 つの計画を定めております。その最上位計画である「長野県都市計画ビジョン」の目標において、圏域や圏域間のより広域的な連携によるまちづくりが必要であると定めています。

また、国からの技術的助言である「都市計画運用指針」では、隣接・近接する他の都市計画区域の現況及び今後の見直しを勘案し、「広域的課題の調整が図られるようにすべき」とされており、特に生活圏を一体としながら市町村別に都市計画区域を設定している場合は、広域的な調整が必要であるとされています。これらの理由を踏まえ、生活圏に近い「圏域」を一単位として、広域的な連携強化・課題調整が行われるよう、複数の都市計画区域マスタープランを併せて、一体の都市計画区域マスタープランになるよう見直しを行うものです。

続いて、資料下段の「2 見直し方針」についてご説明いたします。

1 つ目の「長野県の都市計画体系」についてですが、資料に長野県の都市計画の体系をお示ししましたのでご覧ください。本県におきましては、広大な県土を持つことから、持続的な発展をするためには、都市と農村、山村が共生しあうことが必要と考え、長期的な視野に立ち、県土又は圏域を見据え、今回変更を予定している法定計画の「都市計画区域マスタープラン」の上位計画として、「都市計画ビジョン」と「圏域マスタープラン」を任意計画として定めており、市町村が策定する「市町村マスタープラン」を含めると、左の図のとおり、4 段構成としております。今回の見直しにより、先程の広域的な連携強化・課題調整の観点から「圏域マスタープラン」の理念を踏まえつつ、各都市計画区域で定めていた「都市計画区域マスタープラン」を一体として圏域化を行うことで、3 段構成に変更するものです。

続いて、2つ目の「都市計画マスタープランの構成」について、ご説明いたします。

今回の見直しを予定している「都市計画区域マスタープラン」の構成は、既決定のマスタープランと同様にしつつ、圏域で共通する事項と各都市計画区域のみに関する事項を明確に区分した構成としております。

都市づくりの基本理念は「圏域マスタープラン」の理念や将来像を継承しています。また、都市づくりの目標は、都市計画ビジョンの都市づくりの方針に即し、「まち」、「里」、「山」のゾーンと施策の観点から目標を定めるとともに、新たに、圏域の拠点や広域交流軸、地域連携軸を定めています。

それでは、次に今回変更します飯伊圏域の都市計画区域マスタープランの概要をご説明いたします。「当日配布資料2」A3版のものをご覧ください。本資料は、事前にお配りいたしました計画書の概要をまとめたものになりまして、計画書の該当ページをA3版の概要版の方に記載しておりますので、そちらを参考にしながら、ご覧いただければと思います。

それでは、都市計画区域マスタープランの概要について、ご説明させていただきます。A3版資料の上段に掲げていますとおり、飯伊圏域の都市づくりの基本理念は、「個性の連携、元気あふれる「イアンバイ南信州」～自律した地域が連携、多彩な自然と共生しつつ活力ある南信州づくりを目指す～」としており、現行の圏域マスタープランの基本理念を継承しています。

都市づくりの目標につきましては、都市計画ビジョンの都市づくりの方針に即し、「まち」、「里」、「山」のゾーンと施策の観点から目標を定めており、飯伊圏域におきましては、「リニア新時代のフロンティア実現に向けた都市機能の強化とコンパクトな都市づくり」をはじめ、記載の5つの都市づくりの目標を掲げております。

目標1につきましては、飯伊圏域の中心的な都市機能が集積する飯田駅周辺等の既存のストックやリニア長野県駅の周辺地域において必要な機能の集積を図るとともに、公共交通や道路ネットワークを強化することとしております。

目標2「魅力ある飯田中心市街地の再構築」では、都市機能の誘導を図り交流の場としての賑わいの創出を図ることとしております。

目標3「豊かな自然環境の保全と美しい農山村地域づくり」では、南アルプスや天竜川に代表される恵まれた自然環境の保全に努め、集落のコミュニティ維持に努めることとしております。

目標4「災害に強いしなやかな圏域の形成」では、インフラ整備のほか災害リスクの

周知や流域治水プロジェクトの推進などにより災害に強い市街地を目指すとともに、防災減災機能を期待できるグリーンインフラの導入を積極的に検討することとしております。

目標5「新たな広域連携網の形成と生活・産業・観光を支える交通体系の強化」では、リニア関連道路の整備を進めるとともに、交通ネットワークの計画的な維持・強化を目指すこととしております。

資料中央には、圏域構造図をお示しさせていただきました。

圏域構造と地域ごとの市街地像では、駅や市役所からの徒歩圏をもとに圏域拠点や地域拠点を設定するとともに、県外と圏域内を結ぶ広域の交通を担う「広域交流軸」とそれを補完し圏域内の交通を担う「地域連携軸」を設定しています。

拠点、軸につきましては、A3資料の右下に記載させていただいております。圏域拠点として、飯田駅周辺、長野県駅（仮称）周辺を位置付けており、地域拠点につきましては記載の箇所を位置付けております。

また、広域交流軸につきましては、JR飯田線、リニア中央新幹線、中央自動車道、三遠南信自動車道、一般国道などを指定しております。

また、圏域構造につきましては、只今お話いたしました拠点、軸を商業業務系など各ゾーンによる土地利用構成で形成し、圏域構造の実現に向けた都市づくりを進めるものとしております。

続いて、資料下段にございます「区域区分の決定の有無」についてご説明いたします。

区域区分の決定の有無と方針については、各都市計画区域について県下同一基準による定量的な評価を行った後、地域特性を考慮した区域区分の検討を行い、区域区分の決定の有無を判断しております。事前に配布している参考資料にも記載しておりますが、区域区分の決定の有無また区域区分を定める際の方針といたしましては、5つの視点から必要性を判断するようにしております。

視点の1としましては「市街地外への宅地化と拡散の必要性」、視点の2として「市街地拡大の可能性」、視点の3として「計画的な市街地整備の必要性」、視点の4として「良好な自然的環境の整備・保全への配慮」、視点の5として「隣接・近接する都市計画区域への影響」これらの視点に基づき、判断をしております。

今回、飯田都市計画区域におきましては、資料の下段左にありますとおり、先程の県下同一の判断基準において検証したところ、いずれも区域区分の必要性は低く、また、「飯田市土地利用調整条例」などにより土地利用の規制・誘導を行っていることから、

急激かつ無秩序な市街化の促進は進展しないものと考えられ、従来の方針と変わらず区域区分は行わないものとしています。また、松川都市計画区域、高森都市計画区域につきましても同様に区域区分は行わないものとしております。

続いてA3の裏面を御覧ください。こちらには「主要な都市計画の決定の方針」の概要についてまとめたものを記載しております。

こちらに記載のとおり、「主要な都市計画の決定の方針」につきましては、「①土地利用方針」など4つの項目に分けて計画書の中では記載しております。1の「土地利用方針」につきましては、市町村の土地利用計画等を尊重することを前提としつつ、先程ご説明しました拠点や軸の考え方にに基づき、商業業務系ゾーンや工業系ゾーン、住居系ゾーンの配置方針を示しております。主なところでは、主要用途の配置や市街地の土地利用の方針において、飯田駅周辺において中心市街地としての賑わいの創出や地域の特性を生かした商業活性化、居住促進を図るとともに高次都市機能の集積を図ることとしております。また、リニア長野県駅周辺につきましては、周辺環境との調和を図りつつ適切な土地利用を推進することとしております。

2番の「都市施設整備の方針」につきましては、交通施設として飯田駅周辺の圏域拠点等を中心に歩いて暮らせるまちづくりや観光まちづくりの実現を目指すとともに、概ね10年以内に整備または着手する道路として三遠南信自動車道や国道256号下久堅、飯田南道路などを記載しております。

また河川では、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水プロジェクト」により、ハード、ソフト一体となった事前防災対策に取り組む内容などを盛り込んでいます。

3の「市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」におきましては、土地の高度利用、中心市街地の活性化、密集市街地の改善を図るため、必要に応じて市街地開発事業の実施についても検討することとしております。

4「自然的環境の整備または保全に関する都市計画の決定の方針」では、リンゴ並木や桜並木などの中心市街地の緑や市街地周辺に分布する農地、社寺林、古木、大木等の身近な緑地資源の保全に努めることを基本方針とし、グリーンインフラを活用する取組の推進や、広域的な視点を持ち、地域性豊かな自然景観の育成・保全に努める旨の記載をしております。以上、都市計画区域マスタープランの概要についてご説明させていただきました。こちらのマスタープランにつきましては県下10圏域ございますが、線引き都市である長野・松本圏域以外の8圏域について、同じスケジュールで、見直しを進めているところでございます。

長野・松本圏域につきましては、線引きの都市計画区域マスタープランを令和3年度4年度にかけて、変更しておりますので、次回の定期見直しに合わせ、圏域化を図る予定としております。

また、飯伊圏域の関係につきましては、公聴会を2月上旬に予定しておりましたが、公述人の申し出がなかったため、公聴会は中止としております。説明は以上になります。

○大貝会長 どうもありがとうございました。

ただいま、県の方から説明を受けましたので審議に入りたいと思います。

「飯伊圏域（飯田・松川・高森都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、最初に皆様から質問等を出していただいて、その後、ご意見を伺えればと思います。

それでは、ご質問等がありましたらご発言をいただきたいと思います。発言にあたっては、氏名を告げて発言をお願いします。どなたからでも構いません。挙手をお願いします。いかがでしょうか。

圏域マスタープランということで、広域の都市計画区域マスタープランになりますが、皆様には少し馴染みがないマスタープランになるとは思いますが、飯田市に直接関わる部分があるという事で重要なものになりますが、いかがでしょうか。

今回の変更する主な理由というのは、説明いただいた都市施設の整備目標の年次が経過したということで、今回はその年次目標設定ということで新たに設定して、それに向けた方針を示すというもの。

もう1つは広域的観点からの市町村間の連携を強化するという事で、特に生活圏を一体としながら市町村別に都市計画区域を設定している場合は広域的な調整が必要とされている。それは国の運用指針において指摘されている。

これを踏まえて今回は3つの都市計画区域、この飯伊地域圏域の場合は、飯田・松川・高森ですね。それぞれの都市計画区域で一体の都市計画区域マスタープランに変更する。これが主な変更の理由となりますので、中身が大きく変更するという事ではないということです。どうぞ、18番の小林委員。

○小林委員 小林と申します。この計画を拝見して全体的に、これだけ作るのは大変だったな、もしくは、非常によくできているなど感じる訳ですが、その一方でこの計画を実際に進行して、その達成度をチェックするのは県の計画のようですが、具体的には飯田市の担当者だけでできない部分があるかと思います。事前にお配りいただいた資料にもチェック部分があったと思うのですが、この計画の達成をどのようにしてチェックして

達成度を見極めていくのか。

県でおそらくそこまでは出来ないと思う。具体的には市でやるかと思いますが、チェックの部分を見ても、もう1つこのチェックでこの目標の達成がわかるのだろうかという思いがちょっとしているわけです。全体的に基本方針ですから、抽象的なことはわかるのですが、綺麗なことを書いているわりには、逆に達成度をいかにしてチェックして目標の達成具合を確認するのかという部分について、お話しいただく、もしくは、今後どうやっていくのかということについて、お話いただけたらと思います。以上です。

○大貝会長 はい。ありがとうございました。今の質問に対してよろしいですか。

○高野企画幹 はい。ご質問ありがとうございます。

今回のマスタープランにつきましては、整備、開発及び保全の方針ということでございまして、整備目標等10年後の整備目標は記載させていただいておりますが、あくまでもその方針を定めた形のものになっております。具体的な今後の動きにつきましては、これに基づいて、市町村さんであれば市町村さんのマスタープラン、あるいは、他のアクションプランに基づいて実行が成されていくという形になりますので、チェックというのは、そういう形の部分でチェックが成されていくという風に考えております。

○大貝会長 はい。そういった説明ですが、いかがでしょうか。

○小林委員 ですから、具体的には飯田市の方で具体的なチェックが成されるという風に理解してよろしいでしょうか。

○大貝会長 実際の整備を進めていくのは市町村が整備するので、それを取りまとめるのは最終的に県になりますが。

○高野企画幹 すみません。実際に整備が具体的に進んでいく中でのチェックというのは、マスタープランの中では盛り込んでおりません。ただ、各整備主体が各々おりますので、そういったところでのチェック機能というのは働いていくかと思いますが、マスタープランにおいての部分の進行は如何になっていくかというようなそういった検証というのは、この中に盛り込んでおりません。

○大貝会長 はい。マスタープランの中ではそういうチェックすること自体はないということですね。いずれにせよ、行政の中ではきちんと整備がどれくらい進んでいるかということは常にチェックされているかと思いますが、それは当然のこととしてやられると思います。

その辺は、それぞれの委員の方々が日頃から進み具合等について関係する課に問合せ等をしていただければ、数値自体はわかっている範囲でお示しできますということです。

はい。その他に何か。どうぞ、専門委員。

○上原専門委員 信州大学の上原です。今、質問という事ですね。

これ県が作られた計画を説明いただいているということで、2つ質問がありまして、長野県内全域を見た時に、長野県の方で飯田市に特にこれを頑張ってもらいたいとか期待している部分とかあるのかなのかというのが、1つ目の質問です。全県同じような課題があるので、みんな市街地は元気にしようとかグリーンインフラをやろうという話なのか、飯田地域特有のこういう目標を掲げていますというものがあれば教えていただきたいというのが、1点。

あと、現在の長野県の中でも人口が増えているのは軽井沢とその隣の御代田町ぐらいで、基本的には相続の方が世代交代されるときに居なくなるのではないかと。コロナの需要でほとんど埋まってしまったという経緯があるようなのですが、飯田の場合にリニアで名古屋と繋がったときに市街地の拡大の恐れはないということなのですが、こういう方は意外と中心市街地よりもこっちらみると、辺りなところや眺めのいいところに家を建てたり、そういうことが突発的に起こる可能性は全くないのかという質問でございます。よろしく願いいたします。

○高野企画幹 はい。1点目のマスタープランにおける飯田市特有の部分というところのご質問ですが、今回、飯伊圏域のマスタープラン作成するにあたりましては、飯伊の市町村さんの皆さんにもご意見を聞きながら計画の方を策定しております。

今回、飯田の関係でいきますと目標のところでもお話させていただきましたが、リニア新時代のフロンティア実現に向けたというところで、ここは飯伊圏域特有のところだと思っております。また、先生からご意見いただきましたグリーンインフラにつきましても、飯田市さん、長野県と共同でグリーンインフラを推進していただいておりますので、そういった部分についても計画の中で盛り込ませていただいております。

2点目の居住・人口の関係ですが、計画書概要版の右下のところにもございますが、将来人口につきましては圏域に限らず、基本的には減少傾向にあるのが実際のところでございます。先ほどの移住の関係ですとか、そういった部分につきましても、実際のところ増える可能性はありますが、そこまで具体的な内容を今回の中では盛り込んでおりません。

○上原専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○大貝会長 はい。その他ご質問があれば。どうぞ、2番の新井委員。

○新井委員 2番、新井信一郎でございます。まず、質問という事でございますので、初歩的

なところでごめんなさい。

当日配布資料2の一番表題のところのかっこ書きの中「個性の連携、元気あふれるイアンバイ南信州」、『イアンバイ』とは何を言っているのかということ。

それから上原先生もおっしゃられましたが、グリーンインフラについて要所要所が出てきます。以前からも、ここは過去論を質問するところではないのかもしれませんが、グリーンインフラの維持管理、その辺りのことを示されない限りは非常に綺麗ごとを並べられてもそこにはお金もかかり、人的な労力も係る訳です。その辺りのことをご説明いただきたいなという点。

それとこれも上原先生の質問にもありましたが、人口増を考えられないのか、逆を返せば、かつて長野県さんの方でリニア活用基本構想も掲げられ、その辺りで長野県の南の玄関口としてのリニア駅構想もあろうかと思えます。その辺りのリンクされている部分、また、そこも踏まえて改訂されていくのか少し心配な点がございましたので、その3点をお伺いいたします。

○高野企画幹 はい。3点ご質問いただきました。基本理念のところの掲げている目標になりますが、こちらについては既存の圏域マスタープランの目標を継承しておりまして、「イアンバイ南信州」のところにつきましては、「いい塩梅（あんばい）」というところと掛け合わせて、こう言った名称を使用させていただいております。

またグリーンインフラの関係ですが、今、ご指摘のとおり維持管理の問題というのは必ずついてくる内容だと私共も認識しております。マスタープランの中ではそこまで記載はございませんが、現在グリーンインフラにつきましては、飯田市さんも含めて県内4市でグリーンインフラに関する推進会議を設けておりまして、具体内容を検討しております。そちらの方でも維持管理の面についての具体的内容についてはそちらで検討していくような予定をしております。

3点目のリニアの関係の人口というところですが、現時点では平成27年の国勢調査を基にした人口推計から人口を割り出しておりますので、そこまで細かい分析等での算出は至っていない状況でございます。以上です。

○大貝会長 よろしいですかね。

○新井委員 はい。ありがとうございました。

○大貝会長 何点かご質問いただいておりますが、その他にご質問あればお受けしますが、どうぞ、宮下委員。

○宮下委員 7番の宮下です。本当に初歩的なというか、初めて見るマスタープランでござい

ますので、簡単な質問で申し訳ないのですが、A3の裏面の「歩いて暮らせるまちづくり」というのは、具体的にはどういったまちづくりを言うのかというのが、1点。

それから表面の表題に「個性の連携～自立した～」という立の字ですが、事前資料の1ページには律する方の律を使っているのですが、これは意味合いが多少変わってくると思うのですが、この違いはどういうことでしょうか。この2点をお願いいたします。

○大貝会長 はい。今2点ありました。お願いいたします。

○高野企画幹 はい。1つ目の歩いて暮らせる部分ですが、現在、国の方でもそういったことで、ウォークアブルなまちづくりというものを推進しております。これは車で移動するだけではなくて、様々な移動手段を使いながら街が住みやすく、暮らし続けやすい、そういった部分で歩いて暮らせるというようなことを進めております。単純に「歩道を作る」そういったこともございますが、例えば、車優先の社会から歩行者優先の社会も踏まえて道路の幅員の構成を変えるとか、そういったような取り組みも中では進めております。

もう1つの「自立した」ところの質問をいただきました。こちらについては、大変申し訳ございませんでした。A3版でお示ししております「立」というのは間違いでございまして、律する方の「自律」、当初お配りさせていただいた「自律」の方が正しいものでございますので、こちらについては訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○大貝会長 よろしいでしょうか。

○宮下委員 はい。

○大貝会長 その他に質問あれば。よろしいでしょうか。どうぞ、1番早川委員。

○早川委員 はい。貴重なお時間ありがとうございます。1番、早川です。

まず、都市計画なので敢えてかもしれないですが、これ飯田・松川・高森に限定している理由をまず知りたいなと思って、なぜなら、中央道は阿智村にも続きますし、村部だから都市計画ではないというのか、少しよくわかりませんが。

あと、これだけ日本がヨーロッパやアメリカのように高齢化社会の中で子供に対して、子育て支援に舵を切ろうとしている中で、超高齢化社会とか高齢化社会に対応するためというのを目標1に出てくるのですが、もう少し全世代に優しいまちづくりというキーワードがあって、然るべきかと。今の日本の考えであればというところで、安心安全は大前提ですけど、高齢社会だけでなく、すべての世代に優しさを求めるようなワードが散りばめられてもいいのではないかと。右下にこれだけ人口構造が変わっていく、少子化に対して手を打っていかねばいけない日本の動きに対して、もう少し書くべき

ものがあるのかなと思いました。

○大貝会長 はい。2点でございましたが。

○高野企画幹 はい。飯伊圏域（飯田・松川・高森都市計画）ということで、今回お示しをさせていただきますいておりますが、都市計画区域については、ご指摘のとおり、この3区域がこの圏域の中では現在指定されている状況でございます。

区域マスタープランについては、基本的にはこの区域に基づくマスタープランの形になっております。今回、圏域化を図ることで都市づくりの目標については圏域全体の目標という位置付けをしておりますので、区域外も含めた目標ということで、整理はさせていただきます。

ただ、区域区分や裏面にあります都市計画の決定の方針については区域内の話になりますので、主に3区域に対しての内容とさせていただきます。

2点目の子育て支援や全世代への対応という部分ですが、概要版では、超高齢化社会とか高齢化社会ということでピックアップをさせていただきますが、計画書の中には「住みやすく、また、働きやすい圏域を維持」というような、そういった部分でも記載をさせていただきますので、高齢化だけに限ったということで記載をさせているということではなく、今ご指摘のとおり、広い世代で住みやすく暮らしやすい、そういった都市づくりを行っていく、そういう視点で今回作成はさせていただきます。以上です。

○大貝会長 はい。よろしいでしょうか。

○早川委員 はい。

○大貝会長 1点目、2点目どちらでしょうか。

○早川委員 はい。まず、1点目は飯田と松川と高森という決め打ちということですね。もう変更しようがないということなので、高速道路とか下條への151号線の話とか関係なくて、決め打ちということ。高齢化社会や超高齢化社会がピックアップされているが、一応、全世代に対して住みやすさというものは、こっちの方では書かれてないが細かい計画書には書かれているから、ご安心くださいということですね。あるのであれば、この1枚目に書くべきじゃないと。多分、若い人たちはどうしちゃったんだという風に、飯伊圏域という風に思いますね。

それは多分、市長の考えとか飯田市とか松川町とか高森町の町長たちとの考えとの摺り合わせの中で、これだけ市長との飯田・松川・高森とのこの3人のトップの方が子育てに対して力を入れているので、そこは1枚目に書いて欲しいというのが本音です。保

育園の園長としての立場としても、はい。よろしく願いいたします。

○高野企画幹 1枚目というのは、どこを指されておりますか。

○早川委員 目標1、2、3、4、5の中ですかね。

○高野企画幹 当日配布資料の。

○早川委員 はい。そうです。多分、世の中の人って最初の1枚しかあまり見ないですよ。

○高野企画幹 はい。ありがとうございます。

当日配布した資料ですね、今後も概要版という形で皆様にお示ししていく場面もあるかと思っておりますので、そういった記載の中では、今、ご指摘の部分も踏まえて記載の方を検討したいと思います。

○大貝会長 はい。よろしいでしょうか。

今の当日配布資料というのは、あくまで説明資料なので、今回、諮問を受けている内容は、こちらの素案と書かれているものが正式なものになりますので、そこにはちゃんとそういう視点もある。あくまでも説明資料であるこれにも県としては今後修正を加えていきたいということだと思います。よろしいですかね。

今、半分意見のような感じですが、どうぞ、15番大口委員。

○大口委員 はい。15番、大口でございます。

少し話がずれてしまうかもしれませんが、今、資料の中には、リニアの長野県駅が構造の軸として位置付けられておりまして、確かに高速交通網として新たなネットワーク、その人が入り込むとか居住する上での大きな施設になると思うのですが、事前に頂いた資料の5ページのところの土地利用構成、ここには飯田駅については書かれていますが、長野県駅については触れられていなくて、11ページには商業業務系ゾーンとか住宅系ゾーンというのが色々書かれていますが、リニアについては「周辺環境との調和を図りつつ、適正な土地利用を推進する」というように書かれています。

要はリニアの長野県駅の土地利用は今後どういう方針を持って詰めていくのか。

それは市のマスタープランに委ねるものになるかもしれませんが、この方針の上で、リニアの長野県の位置付けというものがあがる程度、具体的なお考えがあればお聞かせも出来ないかなと考えております。以上です。

○大貝会長 はい。少しわかりづらかったですが、よろしいでしょうか。

○高野企画幹 リニアの長野県駅の土地利用の考え方という部分のご質問だと思います。

事前に配布させていただきました、13ページのところに土地利用の方針という部分で記載をさせていただいております。上郷・座光寺地域ということで、リニア新幹線長野

県駅（仮称）周辺におきましては、周辺環境との調和を図りつつ、適正な土地利用を推進すると、こういったような方針を掲げさせていただいております。

これに基づいて各自治体と具体的な内容については詰めていく形になるかと思っております。

○大貝会長 あと、最初にご質問いただいた5ページのどこのところ説明されましたかね。

○大口委員 5ページの①土地利用構成のaの商業系業務ゾーンには、飯田駅というのがありますが、他の前のページ、4ページの①拠点のaの圏域拠点、ここには飯田駅周辺とか長野県駅周辺と両駅を並列に扱われているかと思いきや、土地利用の商業系とか住宅系となると、長野県駅という地帯が全部書かれていなくて、2つの拠点として見るのであれば、長野県駅に対しても何かしらの方向性というものがあるのか、ないのかということをお聞かせ願いたいなと思っております。

○高野企画幹 はい。ありがとうございます。

圏域の拠点としましては、今、ご指摘いただいたとおり、飯田駅周辺、長野県駅周辺を一体の圏域拠点として位置付けをさせていただいております。

5ページのところの商業系業務ゾーンの部分につきましては。

すみません。今、ご指摘のいただいたリニア駅周辺につきましては、商業系の部分も一部あるという形にはなるので、記載につきまして飯田市さんとまた少し相談させていただきます。

○大口委員 確認するというのは。

○牧内課長 すみません。飯田市の牧内と申します。

今、5ページのご指摘の部分については、記載の方は商業業務系ゾーンということで、これ実は中心市街地が商業地域という用途が貼られております。今、リニア駅周辺のお話が出ましたが、そのところは近隣商業地域という用途が貼られております。用途的には、商業地域と近隣商業地域は似通ったものがありますので、今、長野県さんからお話ありましたとおり、記載については長野県さんと飯田市の方で少し打合せをして、今後どうするか検討させていただきたいと思っております。

○大貝会長 という回答ですが、よろしいですかね。はい。

商業系業務ゾーンの難しいところですが、少し調整して分かりやすくするということで、よろしく願いいたします。その他、どうぞ。

○宮下委員 また初歩的な質問で申し訳ないですが、事前配布資料の13ページのcの鼎うんぬんの下に、「伊賀良大森、野池地区等については、周辺環境との調和に留意しつつ、質の高い居住環境の形成」、この質の高い居住環境というのはどういうことなのでしょう

うか。教えてください。

○大貝会長 はい。質の高い居住環境、その意味合いをということですね。どうぞ。

○高野企画幹 はい。少し抽象的な書き方をされていて申し訳ないのですが、質の高いという事で、住みやすい、暮らしやすい、住み続けやすい、持続可能な居住環境の形成というような部分の意味での質の高いという記載をさせていただいております。

○宮下委員 それがなぜ、この大森地区と野池地区なのでしょう。

私、伊賀良なものですから、少し疑問に感じているのですが、なぜこの地域なのでしょう。ほかの地域ではないのですね。

○高野企画幹 はい。現状、この地域については、居住系の用途が貼られている地区になりますので、そういった意味でも、今の環境を維持して住みやすい居住環境をつくるというような位置付けをさせていただいております。

○大貝会長 多分、これ現状の用途地域に対応した表現になっているということですね。

伊賀良大森、野池等というところが住居系の用途地域が貼られているので、そういう表現になっているという解釈で、その下にある松尾水城地区等というところも同じ表現になっていますね。その上の松尾常盤台地区等については、少し意味が違う表現になっている。多分、用途地域ごとに違う表現に変えているということだと思います。

○宮下委員 わかりました。そういう理解をしておきます。

○大貝会長 どうもありがとうございました。その他、どうぞ。

○早川委員 すみません。1番、早川です。度々、素人的な質問で申し訳ございません。

先ほど質問した件をもう一度読み込んだのですが、住みやすいというのは、多分3の都市づくりの目標の①の真ん中と3ページの②の後半には書いてあるのですが、子育て環境については、多分書いてないだろうというのと、あと5ページの土地利用構成の中で、この2ページの①の都市づくりで飯田市として、ICT 活用教育のモデル地域と謳っているのですが、例えばここに教育地域、先進的なこともやっていかなきゃいけないので、この学びに関しては、どのゾーンにゾーニングされるのかという、素人的なことを聞いて恐縮ですが、あえて教育に関してはゾーンに入れないのか、少し教えていただければありがたいです。

○高野企画幹 今のご質問は教育系の部分が土地利用の構成の中でどこに入るか、そういったことですかね。

○早川委員 はい。2つ目がそうです。1つ目は住みやすいしかないですが、あえて子育て環境とかそういったことは謳う必要はないのかという、念のための確認です。

○高野企画幹 はい。今の子育て環境という部分では、そういった文言の記載は、この中ではないので、先ほどお話しした人口減少が進む中で、住みやすく働きやすいという部分で記載というのが現状です。

土地利用の部分でいきますと教育ゾーンというのは、この中では設けてなくて、これは、あくまでも土地利用の構成になりますので、用途系の部分からゾーン分けをしています。そういったような状況の区分けになっております。

○大貝会長 都市計画ですから、あくまでも土地利用でゾーン分けをしているわけですね。

商業業務系、それから工業系、それから住居系、あとその他、緑地とか農地とかもありますけど、そういうゾーン分けの中でも土地利用の方針を示すのが、元々のこの区域マスタープランでしたり、都市計画マスタープランという事になります。

ですので、教育系そのものの目標を示すという訳ではないという、それがここの使命ではないということです。

○早川委員 わかりました。

○大貝会長 私からの回答、理解です。

○早川委員 わかりやすいご回答ありがとうございました。勉強になりました。

○大貝会長 非常に多くの、多分、今日、この飯伊圏域の整備、開発及び保全の方針というのを実際に皆様が目にするのは、今日が初めてということで、色んなご質問が出てきているわけですけど。どうぞ、松本委員

○松本委員 11番の松本です。慣れないので違うことを言うかもしれませんが、16ページの優良な土地、農地の保全と言いますか、調和と言いますか、両方に関わることで、この中の文章だけではないのですが、農村の住居環境の向上と書いてありますが、その辺のところ、このプランでは、どの程度の向上を具体的なことになってしまうかもしれませんが、考えておられるかどうか。と言いますのは、やはり農地について竜東なんかはほとんど農地です。なかなか住む人もいなくなっているというのは、皆さんご承知のとおりかとございますが、先ほど理念の中でもやはり、これから急遽どんどん住宅が増えるというのは考えられないですが、都会の皆さんは、こちらの自然と調和するようなところを好むというのがありまして、あるいは遊休農地、その下の段には有効な活用、農業というのが書いてありまして、どうしてもここへ来られる方々等々の農地あるいは住居の、いわゆる農用地で確保しなきゃならない現状もあるかと思いますが、そこら辺のところ、このプランの中ではどんな風に向かおうかというのを考えておられるか、少しお話しただければと思います。

○大貝会長 そういご質問です。お願いします。

○高野企画幹 ありがとうございます。

優良な農地等の健全な調和という部分での方針になりますので、特に既存集落、小さい集落等ございますが、それらについては、生活環境の基盤整備、居住環境の整備を図るとともに集落コミュニティの維持を図る、そういったような方針を掲げているところでございます。

○松本委員 ということは、今の農振法の範囲の中で、というような感じで、そこを国の法律だと思つので、手を付けられないと思つますが、目標として、そういうのを掲げることには出来ないのでしょうかという意見を含めて申し上げます。

○大貝会長 農振法との絡みで。

○松本委員 なかなか農振法による際限がありまして、農地は農地で確保したいと思つていますし、住居も大事なところでございますが、なかなか住居、農地転用が出来にくいような、時間がかかるのですが、その辺の手続きを簡単にするとか、細かい話も含めての向上というのは考えておられるかという話になります。

○大貝会長 はい。そういう具体的な話ですね。

法的にはそこまでここで具体的なことは示してないと思つますが。

○高野企画幹 はい。今、委員長が言われるとおり、具体的にそこまではこのマスタープランでは示してはおりません。ただ、今、ご指摘の16ページですとか5ページの中で土地利用構成をまず、ゾーン分けする中で、ふるさとの農地というところの優良農地の保全、または営農基盤の計画的な維持管理で市街地の周辺から山裾に広がる農業地域を位置付けて、それを保全していく。そういった方針を掲げているところでございます。

○大貝会長 よろしいですか。

○松本委員 わかりました。代表に出てそんな話してもいけません、逆に言えば、あまり無理に農地を開拓するということもあろうかと思つますし、反対に農業をできる人の住める環境を作っていくような目標として、この細かいとこをやるというのも私共もよくわかりませんので、そんな風なプランとしては、どうかというようなところを申し上げたかったのですが、どうぞ。

○高野企画幹 はい。今、お話しいただいたプランという形ではありませんが、今回、方針を定めておりますので、ご指摘の内容については、方針の中で示させていただいているという部分になります。これに基づいて具体的な農業政策ですとかそういったことに繋がっていけばという風に考えております。以上です。

○松本委員 わかりました。

○大貝会長 はい。たいぶ時間が経ってしまいましたが、これ県の計画で飯田市の方に意見照会が来ている訳なのですが、あくまでも飯田に関わることなので、皆様の意見をお伺いしたいというところですが、その他、ご質問、ご意見も含めてあれば、どうぞ。

○新井委員 2番、新井信一郎です。本書の方の20ページよろしいでしょうか。

河川というところがございます。そちらなのですが、当日資料にはあまり河川のことに取り扱われていないと思うのですが、今回、リニア事業に対して、どうしても駅周辺に一級河川土曾川というものがあります。その辺りの扱いはこの中に含まれているものと理解をすればよろしいのでしょうか。

というより、駅周辺のことを言うのではなく、駅から下流、どうしても駅流域の中で水も多く発生するかと思います。そう考えるとそれを受け皿とした河川も含めて、そうすると天竜川まで流れていきます。天竜川の河口の辺りまで含めて、このようなお考えで表示を示されているのかということをお伺いさせていただきます。

○高野企画幹 はい。今回50ページのところで示させていただいております「河川の整備水準の目標」につきましては、河川整備計画で位置付けられた河川の整備を図っていくという形で記載をさせていただいております。

土曾川に関しては、具体的な部分がまだ決まっていないという風に聞いていますので、その部分については具体的な記載がないという状況にあります。

ただ、河川改修の関係については全般的に必要な部分は洪水による被害、災害の発生の防止または軽減を図るところで、必要な部分については必要な整備を行っていくという位置付けにしておりますので、また現地を見ながらですね、皆さんと相談しながら進めていきたいという風に考えております。

○新井委員 はい。そのとおりだと思います。先んじて天竜川に近い方の土曾川の方では、堤防であったり、河川の中でしたかね、堤防の辺りでは、n値を測ったりもされているかと思いますが。その数値を見て、どうなのかなと思います。具体的な計画がないと上流で作業するのは非常に心もとないかと思いますが、この中に含まれて改修をしていると理解すればよろしいですね。今の答弁とすれば。

○大貝会長 かなり具体的な話になっているのですが。

○高野企画幹 すみません。具体的に調査が進んでいる箇所ということですかね。今のお話は。

それについては事務所の方で現地の状況を見ながら、また地域の要望を踏まえて調査の実施をしておりますので、そこは皆さんと相談させていただきながら具体的な方策等

の検討をしていくという風に考えております。

○新井委員 はい。承知しました。

○大貝会長 よろしいですか。

○新井委員 はい。

○大貝会長 はい。色んなご意見、ご質問が出ておりますが、いかがでしょう。

色んなご意見が出てだいぶ時間がかかっておりますが、どうぞ。

○上原専門委員 すみません。短く1点だけ。

まず、飯田市に関わる話でいうとリニアのところ非常に重要というお話だったのですが、東京、名古屋と実際に繋がるとした時に、病院とか教育とか、そちらの方を利用したいという方が増えると非常に中途半端に飯田の中で、それは確保するということが成り立つのかという疑問というか不安がありまして、むしろ大都市圏の人がこちらに求められるような広域連携というのを伊那谷の中とか南信だけで考えるのではなくて、大都市と交換するような視点というのが、あればいいのではないかという意見です。

あと、長野県全体に関わることとして、グリーンインフラの表現が災害に強いという表現になっているのですが、これはあくまでも普通の砂防堰堤とかダムと比べるとグリーンインフラの方が緩やかでありまして、むしろ、その平常時の魅力ですね。そういったものが担保されることで人が住み続けるとか、実際の災害の時にそれを軽減できるみたいなニュアンスの方が、実際にはグリーンインフラを進めても災害は起こる可能性はありますし、現にダムを造っていてもゲリラ豪雨とか災害起こるような激甚級の雨が降ったりしたりしていますので、その辺を何か災害に強いということが前面に出るよりは、むしろ飯田市で言うと、りんご並木みたいに街のシンボルになりながら、大火の時にはしっかり時間を稼いでくれる、あるいは街のシンボルになるというようなニュアンスの方が、まちづくりの方針の言葉としては夢があるのではないかと思います。

また、私も熊本県の災害のところで流域治水のプロジェクトに入れていただいておりまして、議論しているのは、山の方の保水力がほとんど無くて、ほとんど川が土砂で埋まってしまうと、道路が川になって、とてもじゃないが水の予測では有り得ない事が起こっているということで、むしろ森づくりとか、そっちの方に関わる話になってきているようで、都市計画区別で言うと、水が集まるところの土壌浸透がしやすいところが非常にコンクリートでペーブメント（舗装）されていて、一気に水が、要は都市計画できちんと手当すればするほど早く水を集めてしまうので溢れるということみたいです。

なので、むしろ都市計画でやれるとしたら、グラウンドとか学校とか病院とか駐車場

とかですね、土が見えていてもほとんど浸透しないらしいので、そこを改善して浸透するような話とかが非常に重要で、先ほど保育園の園長先生がご発言されていましたが、アメリカ学会では、教会とか学校とかそういう場所を、そういう風に改善すること自体をイベントにして、コミュニティづくりとか外から来た人と住民が繋がるみたいなまちづくりと連携させる動きをやっていきますので、少し災害に強いとか高齢化を止めるとかそういう話ではなく、少しみんながやれるような話を長野県のグリーンインフラで是非、飯田市だけでなく、それぞれの特性を活かしてやっていただいた方が大きな方針だと思いますので、大きな夢かなと思いました。以上でございます。

○大貝会長 はい。ありがとうございました。

今の上原専門委員会からのご意見ということで、専門委員としての意見を述べられているということで、そういう意見があったということをご承知おきいただけたらと思います。

その他にご意見、ご質問があれば、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

1時間近く時間たちましたが、特にこれ以上ご意見、ご質問がなければ、今日お諮りしている「飯伊圏域（飯田・松川・高森都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」お諮りしたいと思います。

飯田市都市計画審議会として、都市計画上支障がない旨を答申することにご異議ございませんか。

（発言するものなし）

○大貝会長 はい。ありがとうございます。初めて今日ご覧になった方もおられるということで、いろんな点についてご質問がありましたが、基本的にこの内容について反対するというご意見はなかったと思います。今日、県の方が来られていますので、色々出た意見も参考にしつつ更に進めていければと思います。

ということで、特にご異議なしと認めます。

よって、「飯伊圏域（飯田・松川・高森都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」は、都市計画上支障がない旨、答申することとさせていただきます。

ありがとうございました。また、答申書の文面につきましてはご一任いただければと思いますが、いかがでしょうか。

（発言するものなし）

○大貝会長 はい。ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

6. その他

○大員会長 続きまして、「その他」に移ります。

「都市計画公園の現状等について」事務局より説明をお願いします。

○牧内課長 はい。地域計画課の牧内と申します。

それでは都市計画公園の現状等の説明に入る前に、私の方から趣旨について説明をさせていただきます。

飯田市では、都市計画道路の見直しを平成 29 年度に飯田市土地利用基本方針（市の都市計画マスタープラン）に「都市計画道路の見直し方針」を位置づけ、平成 30 年から今年度にかけて、都市計画道路の廃止及び追加を行うとともに併せて用途地域の変更を行って参りましたが、概ね見直しが完了してきております。

今後は、都市計画公園についても同様に、都市計画決定から長期未整備の公園が存在しており、見直しの必要性が生じてきており、国からも都市計画道路と同様に都市計画公園の見直しを行うよう示されております。

見直しに向けては今後、見直しの指針となるガイドラインや見直し方針（案）の作成を行いまして、次回以降の審議会で勉強会を開催し、土地利用基本方針（都市計画マスタープラン）に令和 5 年度中に位置付けていきたいと考えております。その後、令和 6 年度に都市計画公園の都市計画決定の手続きを行っていく予定でございます。

本日は、都市計画公園の現状等について情報共有させていただきまして、委員の皆様には現在の状況や課題をご確認いただきたいと思いますと考えております。それでは内容については、担当より説明させていただきます。よろしく願いいたします。

○今村主査 地域計画課の今村です。私の方からは、飯田市の都市計画公園の現状等についてご説明をさせていただきます。

当日配布資料 1 をお手元にご用意ください。資料の右下にスライド番号がありますので、まず 2 ページ目をご覧ください。初めに、公園の役割と、都市計画公園がどのようなものなのか、ご説明をさせていただきます。

まず、公園の役割ですが、公園・緑地の効果は、市民のレクリエーションや、休息の場としての利用効果、都市の防災拠点、ヒートアイランド現象の緩和などの環境保全、そして魅力ある景観を形成するなどの存在効果があり、多様となっております。公園・緑地が都市において果たす役割は極めて大きく、その整備に対する人々の期待は年々高まっています。

続きまして、都市計画公園がどのような公園かという事ですが、都市計画法に基づき、

都市計画において定められるべき、都市施設の中の公園の事を指しております。都市施設を都市計画に定めるには、都市計画決定の手続きを行わなければなりません。これは計画を変更する場合も同様となります。都市計画決定に基づき整備された公園は、都市公園として位置付けられる事となります。都市公園に位置付けることで、その公園をむやみに廃止することができなくなり、公園の存続が確保されます。続きまして、公園を都市計画に定める意義につきましては、都市施設を都市計画に定める意義として、以下の3つの主な意義がございます。

一点目として、都市施設の整備に必要な区域を、あらかじめ都市計画で明確にすることにより、長期的視点から計画的な整備を展開することができます。

二点目として、都市内の土地利用や各都市施設相互の計画の調整を図ることにより、総合的、一体的に都市の整備、開発を進めることができます。

三点目として、将来の都市において、必要な施設の規模、配置を広く市民の皆さまに示すとともに、開かれた手続きにより、地域社会の合意形成を図ることができます。以上のような意義のもと、都市計画を策定しております。

次に、3ページ目をご覧ください。

都市計画公園の種別について、ご説明させていただきます。都市計画公園は、規模や機能によって主に7つの種別に分かれております。表については、上から順に見ていただきたいと思っております。

まず、街区公園ですが、主としまして、街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園になります。飯田市では、街区公園が28箇所計画決定されております。都市計画公園一覧については、後ろのページの7・8ページ目に掲載しておりますので、後ほどご覧ください。

近隣公園は、主として、近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園になります。飯田市では、中央公園等、5公園が該当します。

地区公園は、主として、徒歩圏内に居住する者の利用に供する事を目的とする公園になります。飯田市では扇町公園等、3公園が該当します。

総合公園は、主として、一の市町村の区域内に居住する者の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等、総合的な利用に供することを目的とする公園になります。飯田市では、風越山麓公園、元善光寺公園の2公園が該当します。

運動公園は、主として、運動の用に供することを目的とする公園になります。飯田市では、三日市場にある飯田運動公園が該当します。

広域公園は、一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする公園で休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等、総合的な利用に供することを目的とする公園になります。売木村にある南信州広域公園が、飯田市の都市計画において決定されております。

特殊公園は、主として、風致の享受の用に供する事を目的とする公園、又は、動物公園、植物公園、歴史公園、その他、特殊な利用を目的とする公園となります。飯田市では、妙琴にある風越公園が該当します。以上が、都市計画公園の種別となります。

4 ページ目をご覧ください。都市計画公園の見直しについての説明をさせていただきます。

今回、都市計画公園の見直しを行う経緯につきましては、国土交通省より示されている『都市計画運用指針』で、運用に当たっての基本的な考え方として、適時適切な都市計画の見直しが示されており、それに基づいて、飯田市では、平成 30 年～令和 4 年にかけて、長期間未整備となっていた都市計画道路の見直しを行ってきました。都市計画道路の見直しが一区切りついたこともあり、今後は都市計画公園においても、道路と同様の見直しを行っていく予定です。

5 ページ目をご覧ください。飯田市の都市計画公園の決定の経過と課題についてご説明させていただきます。

都市計画公園の決定を行ってきた経過としまして、本市では飯田大火後の飯田復興土地区画整理事業によって、昭和 30 年代に市街地へ多くの都市計画公園が当初決定され、その後も、人口の急激な増加や高度経済成長のもと、都市計画公園を随時追加し、社会資本整備を進めてきました。一方で現在は人口が減少に転じ、超高齢社会を迎え、経済も低迷する中で、そのような時代に計画された都市計画との齟齬が生じてきています。未整備となっている公園の課題としまして、都市計画施設（公園）内につきましては、都市計画法第 53 条の規定により建築物の階数が 2 以下で、かつ、地階を有しないものや、主要構造が木造又は鉄骨造などでなければならないといった建築の制限が課されるため、長期にわたり制限をかけ続けることは、地権者の生活にも支障をきたすことがあり、いつまでも未整備の公園の計画を残しておくことには問題があります。

6 ページ目をご覧ください。今後の予定となります。

本日、都市計画公園の現状についてご説明をさせていただきました。このあとは、まず、都市計画公園の見直しガイドラインを作成し、それに基づき見直し方針（案）を作成していきます。それらの案がまとまった段階で、令和 5 年夏頃に土地利用基本方針への位置付けに向けた都市計画審議会での勉強会を開催させていただきたいと思っております。

その後、変更のための手続きとして、パブリックコメント、地域協議会等によって市民の方の意見を聴取したうえで都市計画審議会を開催し、ご審議いただきたく、予定しております。審議会を経て、土地利用基本方針の変更後、それらに準じて、令和6年度以降、都市計画公園の変更の手続きへ進んでいく予定となります。

7・8ページ目は、先ほど申しあげました都市計画公園の一覧となっております。A3の用紙は都市計画公園の位置を示した図となっております。緑色で示させていただいているものが都市計画公園として決定されている公園の位置となります。また後ほどご確認をいただければと思います。

以上が、都市計画公園の現状等についての説明となります。

○大貝会長 はい。どうもありがとうございます。

説明をいただきました。今日はこういう都市計画公園の見直しを今後、進めていきますよということで現状について簡単にご説明いただいたということですが、何か今のご説明で分からないこと等あれば、ご質問いただければと思います。何かありますでしょうか。どうぞ、2番の新井委員

○新井委員 はい。ご説明ありがとうございます。今日は、こういうものと理解して帰ればよろしいという、そんな判断かと思うのですが、未開設というような公園がいくつかあり、一部開設とかそういった表現もあります。そういったところは、今後、加速を増して整備を進めていくと、そんな含みを持てばよろしいのか。それとも、見直しがあるということは今後、地区の皆さん方とご協議を図る中で維持管理含めて、やめるものはやめる、進めるものは早急に進める。そんなような理解をすればよろしいのか。その辺りだけ、お聞かせ下さい。

○牧内課長 はい。7ページをご覧いただきたいと思います。今、飯田市の都市計画公園の一覧表がございまして、7ページにはまず、街区公園ということで右側に未開設と4箇所記載がございまして、それから、8ページのところでいきますと近隣公園で2箇所一部開設、それから、地区公園で一部開設が3箇所、総合公園で一部開設が2箇所、それから運動公園、風致公園、広域公園で一部開設が2箇所ということがありますが、まず、開設、未開設の基本的な考え方ですが、都市計画決定された区域がございまして、そこに公園が出来ているかどうかというのがあります。

未開設というのは全く、計画決定されたものの公園が出来ていません。もう1つの一部開設というのが、都市計画決定された大きな区域の中で、ある部分が開設されている。そういうものになります。特に今回の見直しが必要なものというのが、未開設をこのま

ま放置、一部開設の一部を開設したまま放っておいていいのかという、そういうところがございまして、それをやはり、都市計画道路と同じような形で、これからもある一定の規制を張るのか。

例えば、そこに建物を建てたいという方が建物に規制がかかってくると、そういうものがございまして、それはやはり、長期にわたって規制をかけるのは望ましくないという考え方で、今後、取り組んでいきたいというものでございます。

新井委員のおっしゃっていただいた、管理というか、それも含めたということになりますと、管理の部分については、開設された公園のところを、今、地区の方に担っていただいているということがありますので、確かに今、担い手不足とか、そういったものがありますので、それは建設部の維持管理課の方で公園の管理をしておりますので、それは、今後の維持管理の在り方も今後、地元の方と協議しながら進めていく必要があると思っておりますので、そういった管理の部分につきましては、今後も引き続き、どういう管理の仕方がいいのかというのは検討していく。そういう風になります。

○新井委員 はい。説明のとおり、聞き置く事といたしますが、ただ長野市さんのように公園に関して非常に今、色んな議論が生まれてきています。必要とする方、またその逆で、不必要とされる方、様々なお考えがある世の中でございます。そういったところを丁寧に地元とのその概念が広くとるのか、ごく一部でとるのか。またそこで、後で大きな火種になります。そのことを十分ご協議いただく中で、こういった計画を推進、お願いしたいと思います。少し要望になってしまいましたが、よろしく願いいたします。

○大貝会長 はい。わかりました。ご意見だったということで、その他、何かございますか。どうぞ、1番の早川委員。

○早川委員 はい。地域の皆さんからたくさん意見を聞いているので、非常に聞きづらいデリケートな話ですが、あえて、本当にすごい人数の方に聞かれているので聞きますが、8ページの近隣公園の風越公園、小伝馬町1丁目。これは免許センターの設置でいずれ消滅するという理解でよろしいですかね。もしくは、その面積が変わるとかそういったところも計画に今後、載せていくということですかね。聞いてはいけない質問であれば控えます。

○牧内課長 はい。

○大貝会長 どうぞ、お願いします。

○牧内課長 今、ご質問いただきました、免許センターの関係の県の風越公園でございまして、公園自体がなくなる予定はございません。長野県の管理する公園に、今、なっております。

すが、今年の4月以降は市の公園になる予定です。管理が移管される、そういう予定になっております。

ただ、管理は移管されるものの、実際どのくらい免許センターの建設によって、面積が減ってくるかというのは、具体的には分からない状況でありますので、今後そういった協議を重ねながら、具体的には都市計画決定を令和6年度で考えておりますが、それに併せて風越公園については、手続きを行っていききたいというものでございまして、少しこの都市計画公園の見直しは、基本的には長期未着手の公園でございまして、県の風越公園は既に開設が、つまり、公園として広く皆さんに利用されているというのがありますので、少し意味合いが見直しの方針には入ってこないですが、ただ、手続きとすると、長期未着手の公園も併せて風越公園の小伝馬町にある公園も一緒に都市計画の手続きを行っていききたいと、そういう風に考えております。

○大貝会長 よろしいでしょうか。

○早川委員 はい、どうもありがとうございました。

○大貝会長 その他があれば。これについては、また今後、令和5年の夏頃に勉強会、見直しガイドライン、それから見直し方針（案）についての勉強会があります。その後、またこの審議会に諮問がなされる予定ですので、今日は都市計画公園の現状等についてということで、今後の見直しが行われますよというアナウンスという風にご理解いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

はい。どうもありがとうございました。やや時間を要しましたが、以上で、本日予定していた審議等は終了しましたので、事務局にお返しします。よろしく願いします。

7. 閉 会

○近藤 ありがとうございました。

それでは、閉会にあたり、米山建設部長より一言ごあいさつ申し上げます。

○米山建設部長 本日は、慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。

委員の皆様には、今後も当市の都市計画の重要な事項につきまして調査審議をお願いしてまいりますので、何卒ご協力いただけますよう、よろしくお願い致します。

本日はありがとうございました。

○近藤 これをもちまして、令和4年度第3回飯田市土地利用計画審議会及び飯田市都市計画審議会を終了させていただきます。

お疲れ様でした。

閉 会 15時50分